



大切なお知らせ

2026年5月1日から

薬物濫用防止のため、法律で

「指定濫用防止医薬品」と定められた製品は、販売方法が変わります。

※市販薬の不適正使用による健康被害が報告されております。

**購入時に確認・説明があります** 適正使用が確認できない場合は販売できません

### 購入数

**1** 18歳未満は  
小容量1個のみ



必要な量だけ販売します  
18歳以上で複数個・大容量を希望する場合は、  
購入理由を確認します

### 氏名・年齢確認

**2** 18歳未満の方は  
氏名確認



18歳未満または18歳以上で複数個・大容量の購入  
を希望される場合は氏名・年齢等を身分証明書等  
で確認することがあります

### 使用状況の確認

**3** 他店購入や  
併用薬を確認



重複使用や頻回購入がないかを確認します

### 販売できない場合

**4** 適正使用が  
確認できないとき



薬剤師・登録販売者の判断で  
販売できないことがあります

「指定濫用防止医薬品」の対象となる医薬品：  
以下のような医薬品のうち、一部の製品が対象となります

総合感冒薬、咳止め薬、鼻炎用内服薬、解熱鎮痛薬 など



外箱などに「要確認」「~~要~~確認」等の表示がある医薬品を  
お求めの際に、お声がけさせていただきます。

※表示がない製品でも対象となる場合があります

**ご不明点は薬剤師・登録販売者へご相談ください！**